

おかやま山陽高校 臨時休業について

[教育要覧（令和6年度）より抜粋]

- ① 午前6時に、井笠地域（笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町）、倉敷地域（倉敷市、総社市、早島町）、福山市（福山・尾三地域のうち福山市のみを対象にします）のいずれかの地域に**暴風警報**が発令中の場合は、当日を臨時休業とする。

※ なお、暴風警報発令の確認は、必ず気象庁公式サイトをご覧ください。

広島県内 http://www.jma.go.jp/jp/warn/338_table.html

岡山県内 http://www.jma.go.jp/jp/warn/340_table.html

基準地域	井笠地域	（笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町）
	倉敷地域	（倉敷市、総社市、早島町）
	福山・尾三地域	（福山市）

※ 上記以外の地域、市町村に居住の生徒については、保護者の判断により、担任にご連絡・ご相談ください。

- ② 午前6時30分に山陽本線の福山から岡山までの区間の上り、下りのいずれかが運休または見合せの場合、当日を臨時休業とする。
- ③ 暴風、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪等のために登校が不能の場合は、保護者と相談して学校へ連絡をとり、学校の許可を得て自宅で待機すること。
- ④ 上記以外の事情により臨時休業とする場合は、午前6時までに学校長がこれを決定し、その後担任より連絡する。